

神石高原町ふるさと納税協力事業者募集要領

1 目的

がんばる神石高原町ふるさと応援条例による本町への寄附（以下「ふるさと納税」という。）に対し、ふるさと納税の促進を図るとともに神石高原町の魅力や地元特産品のPR、販売促進及び産業振興などの相乗効果を図るため、本町へふるさと納税をされた町外の方へ贈呈する品物等（以下「返礼品」という。）の提供に協力していただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 応募の要件

下記の要件に全て適合すること。

- (1) 下記のいずれかの要件に適合する返礼品を提供する法人もしくは個人事業者
 - ・提供する返礼品が町内で生産されたもの。
 - ・提供する返礼品の原材料の主要な部分が町内で生産されたもの。
 - ・提供する返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を町内で行うことにより相応の付加価値が生じているもの。
- (2) 申込時に町税の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (4) 返礼品発注等のため、インターネット（セキュリティ対策を含む）、メール環境が整っていること。
- (5) 町からの依頼後、速やかに返礼品を発送できること。また、生鮮食品等の飲食物の場合は、寄附者に到着後、返礼品に応じた一定の鮮度や賞味期限が保証される返礼品であること。
- (6) 返礼品の品質、流通等において事故等の問題が生じたときは、一切の責任を負うこと。

ただし、上記の要件に適合しても、町が協力事業者として適当でないと認めた場合や返礼品として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

3 募集する返礼品

- (1) 神石高原町の魅力を伝えられる返礼品で、町内で栽培、製造、加工、販売、サービス等がなされていること。

ただし、電化製品、金券などの換金性の高い商品等は登録できません。

- (2) 一定期間注文のない返礼品は、登録を取り消すことがあります。

- (3) 価格

| 区分 | 寄附金額 | 返礼品の価格 | 町の負担額（支払額） |
|----|--------|---------------------|------------|
| ① | 1万円以上 | 概ね3,000円相当（税込、送料別） | 3,000円+送料 |
| ② | 2万円以上 | 概ね6,000円相当（税込、送料別） | 6,000円+送料 |
| ③ | 3万円以上 | 概ね9,000円相当（税込、送料別） | 9,000円+送料 |
| ④ | 5万円以上 | 概ね15,000円相当（税込、送料別） | 15,000円+送料 |
| ⑤ | 10万円以上 | 概ね30,000円相当（税込、送料別） | 30,000円+送料 |

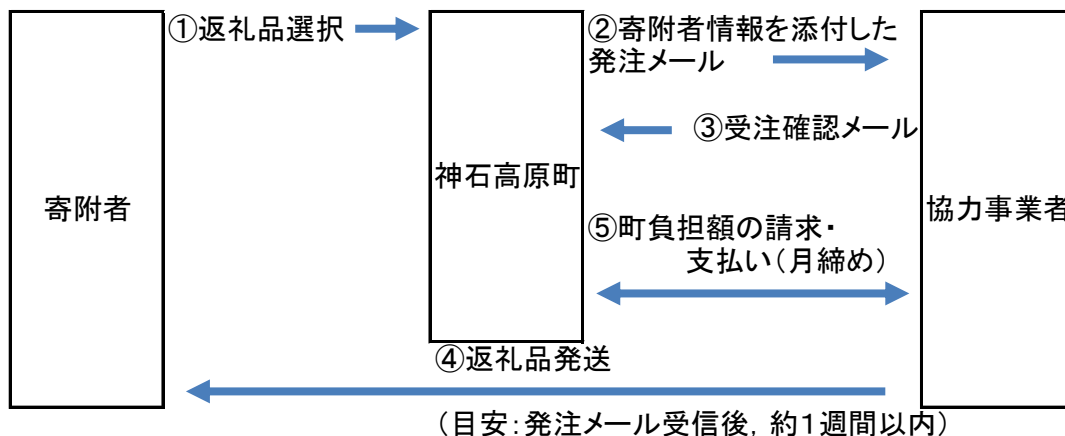
| | | | |
|---|--------|----------------------|-------------|
| ⑥ | 15万円以上 | 概ね45,000円相当(税込,送料別) | 45,000円+送料 |
| ⑦ | 20万円以上 | 概ね60,000円相当(税込,送料別) | 60,000円+送料 |
| ⑧ | 30万円以上 | 概ね90,000円相当(税込,送料別) | 90,000円+送料 |
| ⑨ | 50万円以上 | 概ね150,000円相当(税込,送料別) | 150,000円+送料 |

※提供価格が表の「町の負担額」を下回る場合は、提供価格とします。

※要件に適合しても返礼品が適当でないと認めた場合は、選定されない場合があります。

※提示の価格以外で応募する場合は、別途、町と協議するものとします。

4 返礼品発送の流れ



5 募集期間

随時募集しています。

6 申込方法

下記の書類に必要事項を記入し、添付書類とともに神石高原町未来創造課まで提出してください。

- ①神石高原町ふるさと納税協力事業者申込書(様式第1号)
※返礼品の画像を電子データで提供してください。(CD-R等)
- ②誓約書(様式第2号)
- ③事業者概要(任意様式)(パンフレット等でも可)
- ④町税の納税証明書(様式第4号)

7 協力事業者の認定

申込内容や活動状況等を総合的に判断して、協力事業者を認定し、その結果を申込者へ通知します。(様式第3号)

8 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては神石高原町個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品送付後、改めて寄附者から協力事業者へ直接商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

9 その他留意事項

- (1) 協力事業者はあらかじめ申込みしたを返礼品の変更・辞退をする場合や、返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合は速やかに町へ報告するものとします。
- (2) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決するものとし、苦情内容について町へ報告するものとします。
また、品質等による保証やクレーム対応について、町は一切責任を負いません。
- (3) 町は登録された協力事業者が本要領2及び3に定める要件等に適合しなくなったと認める場合はその登録を取消すことがあります。
- (4) 町は協力事業者の申込内容に虚偽があった場合若しくは町に損害を及ぼす行為があった場合は登録を取消します。

10 申込み・問合せ先

〒720-1522

神石郡神石高原町小島2025番地

神石高原町役場 未来創造課

TEL：0847-89-3332

FAX：0847-85-3394

e-Mail：jk-mirai@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。